

春の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和6年4月6日（土）～15日（月）

交通事故死ゼロを目指す日：令和6年4月10日（水）

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <p>運動の目的</p> | <p>この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。</p> | | | |
| <p>運動の進め方</p> | <p>実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。</p> | | | |
| <p>運動の重点及び実施事項</p> | | | | |
| <p>重点</p> | <p>子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践</p> | <p>歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行</p> | <p>自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守</p> | <p>飲酒運転の撲滅</p> |
| <p>運転者・歩行者は ※印は特に運転者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近くに横断歩道があるときは、無理な横断は控えて、必ず横断歩道を利用しましょう。 ○ 横断するときは、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。 ○ 青信号で横断する際も左右の安全を確認し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。 ○ 高齢歩行者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、無理な横断はしないなど安全な交通行動を実践しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 横断歩道に横断者がいるときは、必ず一時停止して横断者を優先させましょう。 ● 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。 ● 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。 ● 全ての座席でシートベルト着用は義務です。着用を徹底しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等に乗る際はヘルメットを着用しましょう。（※1） ● 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。 ● 自転車保険に必ず加入しましょう。 ● 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※2） ● 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。 ● 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ● 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 |
| <p>家庭・地域・職場では</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全な交通行動に努めましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ こどもや高齢者の特性を理解し、歩行者の安全確保に努めましょう。 ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等における歩行者等の保護意識の向上に努めましょう。 ○ 横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。 ○ 加齢に伴う身体機能の変化を補うため、自身の体調や天候等を考えて運転する補償運転について周知しましょう。 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性について話し合いましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。 ○ 従業員に対して、安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転直後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ アルコール検知器を活用しましょう。 |
| <p>実施機関・団体では</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な横断方法を実践する横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、通学路等における保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 自らの安全を守るための交通行動を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断者優先意識を高める横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーの普及を促進しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の交通ルールの遵守とヘルメット着用等の促進を図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 特定小型原動機付自転車の正しい知識の普及と交通ルールの理解を図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。 |
| <p>○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。</p> | | | | |

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車

※2 自転車安全利用五則 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用